●平成26年度 就学援助実施状況

		●十成20千度 机子拔助关池(人)	,,,										
				1. 就学援	助制度の周	知方法							
①都道府県	②市町村名	③部署名	④ τεL	ア. 教育委員会のホーム	イ. 自治 体の広報 誌等に制 度を記載	ウ. 就学 案内の書 類に記載	に学校で就 学援助制度 の書類を配 付	度の進級時に学校	校に対して制度を	員向け説明会を実	ク・看明をする学導のである。	ケ. その他 ウ	ェブサイトURL
	該当団体数			6 18	22	11	29	39	29	1		4	17
-	级		41	0 10	, 22	- ''	23	33	25		,	*	17
熊本県	熊本市	教育委員会事務局 学務課	096-328-2716	0	0		0	0	0	0		htt	tp://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c.id=5&id=25&class.set.id=2&class.id=137
熊本県	八代市	八代市教育部学校教育課	0965-33-6847	0		0	0	0	0		0	htt	tp://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/list/list_view.phtml?catid=130204&arid=12198
熊本県	人吉市	学校教育課	0966-22-2111		0			0				0	
熊本県	荒尾市	荒尾市教育委員会教育振興課	0968-63-1659	0	0				0			htt	tp://www.city.arao.lg.jp/life/pub/Detail.aspx?c_id=22&id=1597&pg=1&type=list
熊本県	水俣市	教育総務課	0966-61-1636		0		0	0					
熊本県	玉名市	教育委員会教育総務課	0968-75-1133	0	0		0	0				htt	tp://www.city.tamana.lg.jp/
熊本県	山鹿市	教育総務課	0968-43-1638				0	0	0				
熊本県	菊池市	教育委員会 学校教育課	0968-25-7231		0		0	0					
熊本県	宇土市	教育委員会 <u>学校教育課</u>	0964-22-6500		0	0		0	0				
熊本県	上天草市	学務課	0969-28-3364	0	0	0	0	0	0			htt	tp://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/256/1175.html
熊本県	宇城市	教育総務課	0964-32-1907	0	0	0	0	0	0			htt	tp://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/176/4063.html
熊本県	阿蘇市	教育委員会 教育部 学務課	0967-22-3229				0	0	0				
熊本県	天草市	教育部学校教育課教務1係	0969-32-6781	0	0		0	0				htt	tp://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kyouiku/kiji/pub/detail.asp?c.jd=190&id=1463&pg=1&mst=2&wd=
熊本県	合志市	教育委員会事務局教育部·学校教育課·学務指導班	096-242-1230	0				o	0			htt	tp://www.city.koshi.lg.jp
熊本県	美里町	教育課	0964-46-2115		0		0	0	0				
熊本県	玉東町	学校教育課	0968-85-3609					0	0			0	
熊本県	南関町	教育委員会教育課学校教育係	0968-53-0201			0	0	0	0		0		
熊本県	長洲町	学校教育課	0968-78-3274	0	0			0				htt	tp://www.town.nagasu.lg.jp/
熊本県	和水町	学校教育課	0968-86-3131					0	0				
熊本県	大津町	教育部 学校教育課 施設係	096-293-3349	0			0	0	0			htt	tp://www.town.ozu.kumamoto.jp/
熊本県	菊陽町	学務課	096-232-4918	0			0	0					tp://www.town.kikuyo.lg.jp/
熊本県	南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047				0	0					
			•	•	•								

					i DL dru altr an G	Dán de te							
				ア. 教育	助制度の服	ウ. 就学	エ、入学時	オ. 毎年	カ. 各学	キ. 教職	ク. 保護	ケ. その他	ウェブサイトURL
				ホーム ページに	は等に制度を記載	類に記載	学援助制度の書類を配	度の進級 時に学校 で就学援	て制度を 書面で周	貝向け祝 明会を実 施	相同り記 明会を実 施するよ		ウェブサイトURL
				制度を掲 載			付	助制度の書類を配付	知		う各学校 へ指導		
								19					
①都道府県	②市町村名	③部署名	@TEL										
熊本県	小国町	教育委員会事務局	0967-46-3317	0	0	0		0	0				http://www.aso-oguni.com/
				0		0		0					
熊本県	産山村	教育委員会	0967-25-2214					J					http://www.ubuyama~v.jp/living/education/
熊本県	高森町	教育委員会事務局 学校教育係	0967-62-0227			0		0	0		0		
熊本県	西原村	教育委員会	096-279-4424				0	0					
熊本県	南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602			0	0	0					
熊本県	御船町	教育委員会 学校教育課	096-282-1700		0		0	0	0			0	
		学校教育課	096-237-0937				0	0	0				
熊本県	益城町	学校教育課	096-286-3111	0			0	0	0				http://www.town.mashiki.lg.jp
熊本県	甲佐町	学校教育課	096-234-0102		0		0	0	0				
熊本県	山都町	学校教育課	0967-72-0443		0	0	0	0	0				
熊本県	氷川町	学校教育課	0965-62-3313				0	0					
熊本県	芦北町	教育課学校教育係	0966-87-1171						0		0		
熊本県	津奈木町	教育課学校教育班	0966-78-5400	0	0		0						http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_tsunagi/
熊本県	錦町	教育振興課	0966-38-4450				0	0					
熊本県	多良木町	教育振興課	0966-42-1266		0				0				
熊本県	湯前町	教育課	0966-43-2050		0							0	
熊本県	水上村	教育課	0966-44-0333	0	0			0					http://www.vill.mizukami.lg.jp/
熊本県	相良村	教育委員会	0966-35-1039		0				0				
							_						
熊本県	五木村	教育課	0966-37-2266				0	0	0				
熊本県	山江村	教育委員会	0966-23-3604	0			0	0	0		0		http://www.vill.yamae.lg.jp/
熊本県	球磨村	教育課	0966-32-1117			0		0	0				
熊本県	あさぎり町	教育委員会	0966-45-7226		0				0				
熊本県	苓北町	教育委員会	0969-35-2111	0			0	0	0				
	氷川町及び八代市							_					
熊本県	中学校組合	学校教育課	0965-62-3313	1		1	0	0		l			

		2. 平成26	6年度 準	要保護の認	定基準につ	いて																			
		7	1	r)	т	*	ħ	+	7	4	_	++	2,	z	+7	· /	4		 /	-	の係数を掛けたもの)を使用してし	いる場合	テ(その他)の場合の内容	<u> </u>
①都道府県	②市町村名	生活保護づく保護の停止又は	市町村民 税税 税	。 市町村民 税の滅免	国民年金の発験	国保保系会議は猫	児童扶養 手当の支 絵		P・T・A会会 要費等 等の学金 が成なわれ でいる者			学金状い食等者学通等由る保生がて認る・校の態者、がま用学にし者護活き悪めもの特付悪屋服いは、品自へでの態めとれ	経済的理由による欠席日数が多い者		生活福祉 資金によ る貸付	けたもの (生活保 護の基準 額が変わ ると自動	けたもの (生活保護の基準 額を参照して額を 定めてい	係数を掛 けたもの	、市民等税度定をもの 西民等税度である。 西民等税度である。 市民等税をできる。 市民等、 市民等税をできる。 市民等税をを、 市民等税をを、 ・ 市民等税をを、 ・ 市民等税をを、 ・ 市民等税を ・ 市民等税を ・ 市民等、 市会等、 市会を 市会等、 市会を 市会を 市会を 市会を 市会を 市会を 市会を 市会を	その他		単根拠	音率およ		+成25年度要保護・準要保護就学援助率
88	当団体数	34	3	2 3	31	30	32	16	i 14	25	31	22	2 1	2	7 2	7 21	1 7	, 0	0	1-		1 時期			
			_				_				_						_								
熊本県	熊本市	0	0	0	0	0	0			0	0				0		0				1.25 課税所得	前年度	287	特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保	20%未満
熊本県	八代市																			0	給与収入 (税引き			護者基準額を基準としている。	20%未満
熊本県	人吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3 前) 給与収入 (税引き	前々年度	292		15%未満
熊本県	荒尾市																0				1.3 前) 給与収入 (税引き	その他	299		15%未満
熊本県	水俣市															0					1.3 前)	当該年度	333		15%未満
熊本県	玉名市	0	0	0	0	0	0			0	0				0		0				1.3 課税所得	前年度	302		15%未満
熊本県	山鹿市	0	0		0		0	0	0			0	0	0	0	0					1.3 課税所得	前年度	301	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%未満
熊本県	菊池市	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0					0	給与収入			の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利 用。	15%未満
熊本県	宇土市	0	0	0	0	0	0			0	0				0		0				(税引き 1.3 前)	前年度	400	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費	20%未満
熊本県	上天草市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0					0				の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利 用。	10%未満
熊本県	宇城市	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0					1.3 課税所得	前年度	287	 阿蘇市独自の算定による	15%未満
熊本県	阿蘇市																			0				・世帯総所得から世帯総控除額を差し引き世帯 数で除して10万円未満を認定	15%未満
熊本県	天草市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.2 課税所得	当該年度	292	。 る保護基準額早見表」を利用し、世帯の収入が	15%未満
熊本県	合志市	0	0				0					0		0						0				需要額を上回った場合は、生活扶助基準を参照	10%未満
熊本県	美里町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0					0				特別支援教育就学奨励費補助の考え方を認定 基準に準用している(保護基準の1.3倍)	15%未満
熊本県	玉東町	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0					1 課税所得	前年度	231		10%未満
熊本県	南関町	0	0	o	0	0	0			0	0	0	0	0		0					0.9 課税所得	前年度	272		20%未満
熊本県	長洲町	0	0	0	0	0	0			0	0			0	0	0					給与収入 (税引き 1.3 前)	前年度	300		15%未満
熊本県	和水町	0	0	0	0	0		0			0	0		0	0					0				の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利 用。 ・民生委員・児童委員による生活状況調査(自宅	10%未満
熊本県	大津町	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	0	0					1 課税所得	前年度	231		10%未満
熊本県	菊陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						当該年度	230		10%未満
熊本県	南小国町	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0					0	- 100 000 011 10		230	その他経済的に困窮しているもの	15%未満

		2. 平成2	6年度 準要	要保護の認:	定基準につ	いて																			
		ア	1	ゥ	I	オ	ъ	+	2	ケ	=	y	シ	ス	t	У	Þ	Ŧ	ツ	7	の 生活保護の其準			テ(その他)の場合の内容	平
①都道府県		生活保護づく保護の 停止又は 廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金 保険料の 免除	国民健康の保険の政策を受ける。	児童扶養支	保護者が 職業安 開業 保護 保護 保護 会 会 会 の の の の の の の の の の の の の	P・T・A会会費等等の付金を表現である。 要素の付金を表現である。 P・T・A会会のでは、 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会である。 P・T・A会会のできない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会会のでもない。 P・T・A会のでもない。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもないる。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもない。 P・T・Aをもな	個人の事 業税の滅 免	固定資産税の減免	食等者学通等由る保護をおいて、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	経済的理由による次の場合を表	保護者で、態とれが認め者	生活福祉資金による貸付	けたもの (生活保 護の基準	けたもの (生活保 護の基準 観を額を してめてい	係数を掛 けたもの	市民税割最額のは 財均課限一数た もののけた	その他	び目安額	世根拠	目安額		平成25年度要保護・準要保護就学
												生活状態がきれるもの									課税所得等の分類	基準額の)		学援助率
熊本県	小国町															0					1 その他	前年度	200		10%未満
熊本県	産山村	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0					0				災害その他の理由により特に援助が必要と認め られる者	10%未満
熊本県	高森町	0	0							0	0			0											5%未満
熊本県	西原村	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0					1 課税所得	前年度	231		5%未満
熊本県	南阿蘇村															0					1 課税所得	当該年度	225	奨励費」の事務に用いる基準額を準用し町教育	15%未満
熊本県	御船町																			0				委員会で算定した世帯当たりの月の生活費を除 した数が1.0未満の者、もしくは教育委員会が必	10%未満
熊本県	嘉島町															0					1 課税所得	前年度	207	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費	10%未満
熊本県	益城町	0			0		0	0	0			0		0	0					0				の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。 定資料を作成する際には改正前(前々年)の生	15%未満
熊本県	甲佐町	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0					0				活保護基準額を参照し、認定のおおまかな目安 としては、対象世帯の総合計所得額が生活保護	10%未満
熊本県	山都町	0	0	0	0	0	0	0		0	0			0	0					0				特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用い る保護基準額等早見表	10%未満
熊本県	氷川町															0					1 課税所得	前年度	230		10%未満
熊本県	芦北町																0				1課税所得	前年度	231		15%未満
熊本県	津奈木町	0	0	0	0	0	0				0			0	0		0				(税引き 1.3 前) 給与収入	前年度	350		10%未満
熊本県	錦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					(税引き 1.3 前) 給与収入	前年度	261		5%未満
熊本県	多良木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				(税引き 1.1 前)	前年度	236		10%未満
熊本県	湯前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											5%未満
熊本県	水上村	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0		0					1.3 課税所得	前年度	197		10%未満
熊本県	相良村	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0					1.1 課税所得	前年度	151		5%未満
熊本県	五木村															0					(税引き 1.1 前)	前年度	240		10%未満
熊本県	山江村	0		0	0	0	0			0	0			0						0				災害や長期療養など特別な事情	10%未満
熊本県	球磨村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						給与収入				10%未満
熊本県	あさぎり町	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0					(税引き 1.3 前)	当該年度	287		10%未満
熊本県	茶北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											10%未満
熊本県	氷川町及び八代市 中学校組合															0					1 課税所得	前年度	230		15%未満

		3. 平成20	6年度におり	ナる生活扶	助基準の見	直しに伴う	影響への対 生活保護の	応														
		問A 生活 問A-1	保護の基準 係数を見直	単額に一定の したか	の係数を掛	<u>けた</u> もの(<u>5</u>	生活保護の 問A-2	基準額が変	わると自動問A-3 ト応を行って	問Aー2でタ	付応している	D) 場合, どの	ような対	問A-4 制制度以外	問A-2で対 外の取組(初	応を行って 複数回答	いない場合	合, 経済的に	:困窮してに	る児童生	徒に対しての	D就学援
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中		う「対応を 行ってい	う影響が 出ないよ	るかを確認	イ・学校委家状別 制断	世帯等に ついて は,25年8 月以準を認 まえて認 定	エなあには、汪洋では、 ・事情では、汪洋でと、 ・事情では、汪洋でと、 ・事情では、汪洋でと、 ・事情では、 ・一様で、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を	オ. その 他	ア・スクー ルソー シャル りマーカー (以下「S SW」の活 用		ウ. 貧困関質に職場の研修	工. 福祉 担当部局 等と連携 した取組	た子宮文	育段階の 保護者の 教育費負	牛. 子供助成制度	ク. 対象 者への手厚い支援	ケ. その 他
該	当団体数	6	0	11	0	4	6	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	熊本市																					
熊本県	八代市																					
熊本県	人吉市					0																
熊本県	荒尾市																					
熊本県	水俣市	0					0			0												
熊本県	玉名市																					
熊本県	山鹿市			0																		
熊本県	菊池市																					
熊本県	宇土市																					
熊本県	上天草市																					
熊本県	宇城市					0																
熊本県	阿蘇市																					
	天草市	0					0				0											
	合志市 ***																					
	<u>美里町</u> 玉東町					0																
	南関町			0																		
	長洲町			0																		
	和水町																					
	大津町			0																		
	菊陽町	0					0				0											
熊本県	南小国町																					

		3. 平成26	6年度におけ	ナる生活技	助基準の見	直しに伴う	影響への対	応	たもって し白ま	h () 一	hi zha z + z	D)										
		問A-1	係数を見直	単額に一定(したか	/7未級で担	1) /2-60/(2	問A-2	整年観が3	問A-3 応を行って	問Aー2で対 いるか(複	が変わるもの 対応している 数回答)	<u>の</u> 場合, どの	ような対	問A-4 助制度以外	問A-2で対 外の取組(初	†応を行って 複数回答)	いない場合	合,経済的に	困窮してい	る児童生	徒に対しての	D就学援
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中		直しに伴う影響が 出ないよう「対応を	直しに伴う影響が	に該当す るかを確	員会で家計等の状	ついて は,25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	ある世帯	オ. その 他	ア、スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」の活 用	イ. SSW 以外の外 部人材	ウ対する上の数様	エ. 福祉 担当部局 等と連携 した取組	オ担連学な対の機能を対しています。福部機関を対しています。	育段階の 保護者の 教育委員	キ. 子供 助 医療教度	ク 対象 者への表 厚い支援	ケ. その 他
熊本県	小国町			0																		
熊本県	産山村																					
	高森町																					
熊本県	西原村			0																		<u> </u>
熊本県	南阿蘇村	0					0			0												
熊本県	御船町																					
熊本県	嘉島町			0																		
	益城町																					
	甲佐町																					
熊本県	山都町																					
熊本県	氷川町			0																		
熊本県	芦北町																					
熊本県	津奈木町																					
熊本県	錦町	0					0					0										
熊本県	多良木町																					
熊本県	湯前町																					
熊本県	水上村			0																		
熊本県	相良村					0																
熊本県	五木村			0																		
熊本県	山江村																					
熊本県	球磨村																					
熊本県	あさぎり町	0					0			0												
熊本県	苓北町																					
熊本県	氷川町及び八代市 中学校組合		L	0										L								

		問B 生活 問B-1	5保護の基準 認定基準額	単額に一定 質を下げた	Eの係数を挂 か	計けたもの (生活保護の 問B-2	基準額を参	照して額を 問B - 3 形を行って	定めている 問B-2で対	もの) 対応している 数回答)	場合, どの	ような対	問B-4 問助制度以外	B-2で対	対応を行って 複数回答)	こいない場合	合, 経済的に	こ困窮してに	る児童生行	徒に対して	の就学援	間C 補足事項等
①都道府県	②市町村名	Fift:	下げてい ない	影響なし	検討中	その他	生活技助見生活を見います。					エなあには生基一数たを認りの帯での護に係け額で	オ. その 他		イ. SSW 以外の外 部人材	ウ. 貧困	等と連携した取組	と連携し た学習支 援困対策 事業の実	の義務教 育段階の 保護者の 教育費負	字. 子撰助 医成 制度	ク. 対象 者への手厚い支援	ケ. その 他	
該	当団体数	() () :	5 0		2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本県	熊本市					0																	基準額の時期を変更
熊本県	八代市																						
熊本県	人吉市																						基準額の時期を変更
熊本県	荒尾市					0																	基準額の時期を変更
熊本県	水俣市																						
熊本県	玉名市			0																			
熊本県	山鹿市																						
	菊池市																						準要保護の認定基準を超えた場合でも、家庭の状況によっては民生委員等の意見を聞き、認定する場合もある。
	宇土市			0																			
	上天草市																						was on the wa
熊本県	宇城市																						基準額の時期を変更
	天草市																						
熊本県	合志市																						
熊本県	美里町																						
熊本県	玉東町																						・基準額の時期を変更
熊本県	南関町																						
熊本県	長洲町																						
	和水町																						
	大津町																						
	菊陽町 南小国町																						

		問B 生活 問B-1	5保護の基準 認定基準額	準額に一定 頂を下げただ	の係数を掛	<u> </u>	生活保護の 問B-2	基準額を参	照して額を 問B-3 間 応を行って	定めている 引B-2で対 いるか(複	もの) †応している 数回答)	場合. どの	ような対	問B-4 問B-2で 助制度以外の取組(対応を行って 複数回答)	こいない場合	3. 経済的に	困窮してい	いる児童生行	徒に対して	の就学援	間C 補足事項等
①都道府県	②市町村名	下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助見年がはいるというがいる。	生基直う影響を表現しています。	ア、他のの準定と基づなという。	イ・教会での場合である。イヤを表示の場合である。イヤを表示の場合である。	ウ. 25年象 で世ついて世ついて世の は月基準式 は、以準を で は、25年の 路 認 の 25年 の 25年 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	エなあには生基一数たを認 特情世い別のでは、活準定を基用定 が関係額の掛準の が関係の関係である。 エなあたは生基一数とを認	オ. その 他	ア、スクー イ、SSW ルソー 以外の外 ウャルフーカー 以上では SSWJの活	ウ策る上の教修園関質に職	エ・福祉局等と車組	オ担とた援貧事施福節に受の策実	カ援の育保教担業学外教のの負事	キ. 子供助成制度	ク.対象 者への手 厚い支援	ケ. その 他	
熊本県	小国町																					
	産山村																					
	高森町																					
熊本県	西原村																					
熊本県	南阿蘇村																					
熊本県	御船町																					
熊本県	嘉島町																					
熊本県	益城町																					
熊本県	甲佐町																					
熊本県	山都町																					
熊本県	氷川町																					
熊本県	芦北町			0																		
	津奈木町			0																		
	錦町																					
	多良木町			0																		
	湯前町 水上村																					
	相良村																					・生活保護基準の見重しが行われた際、非年度をでは本村において異様を定めておらず、 平成26年4月に実績を重定し、新たに基準を設けたため、 相学域的資土給業績の販売を行ったが、特に昨年度まで援助していた児童生徒には影響 は英見れない。
	五木村																					
	山江村																					
	球磨村																					
熊本県	あさぎり町																					
熊本県	苓北町																					
熊本県	氷川町及び八代市 中学校組合																					